○豊島区附属機関設置に関する条例

平成26年７月７日
条例第16号
改正　平成26年12月８日条例第37号
平成27年３月20日条例第４号
平成27年７月６日条例第33号
平成28年３月18日条例第１号
平成29年３月28日条例第４号
平成29年７月13日条例第27号
平成30年３月27日条例第２号
平成30年７月10日条例第35号
平成30年12月11日条例第53号
平成31年３月25日条例第４号
令和２年７月16日条例第19号

（趣旨）

第１条　この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項及び第202条の３第１項の規定に基づき、区長及び教育委員会（以下「執行機関」という。）の附属機関の設置、担任する事務、組織その他附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担任事務）

第２条　執行機関の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

２　附属機関の担任する事務は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表担任事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第３条　附属機関の委員（以下「委員」という。）の定数は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

２　委員は、学識経験者その他それぞれの附属機関の担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第４条　委員の任期は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表委員の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第５条　執行機関は、必要があると認めるときは、附属機関に専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験者その他執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第３項及び第５項の規定は、平成26年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に設置されている次の表の附属機関の欄に掲げる機関の委員又は専門委員として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例の施行の日に第３条第２項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第４条第１項本文の規定にかかわらず、同表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表任期の欄に定める日までとする。

附属機関	任期
豊島区政策評価委員会	平成27年3月31日
豊島区公の施設指定管理者審査委員会	平成27年3月31日
豊島区総合評価競争入札推進委員会	平成28年4月30日
豊島区入札監視委員会	平成26年11月30日
豊島区公共施設等総合管理方針検討委員会	平成27年3月31日
豊島区区有地活用事業プロポーザル選定委員会（落合南長崎駅前）	平成26年9月30日
豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会	平成27年3月31日
豊島区図書館経営協議会	平成27年3月31日
豊島区福祉有償運送運営協議会	平成27年8月31日
豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会	平成27年3月31日
豊島区教育ビジョン検討委員会	平成27年3月31日

（豊島区附属機関設置に関する条例の一部改正）

3　豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年豊島区条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第１号豊島区区有地活用事業プロポーザル選定委員会（落合南長崎駅前）の項を削る。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年豊島区条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成26年12月８日条例第37号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年豊島区条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成27年３月20日条例第４号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成27年７月６日条例第33号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年７月10日から施行する。

（豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成28年３月18日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成29年３月28日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１号に豊島区造幣局地区防災公園事業者審査委員会の項を加える改正規定は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年７月13日条例第27号）

この条例は、平成29年８月１日から施行する。

附　則（平成30年３月27日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成30年７月10日条例第35号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成30年12月11日条例第53号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成31年３月25日条例第４号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成31年10月１日から施行する。

附　則（令和２年７月16日条例第19号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第３条関係）

（平26条例37・平27条例４・平27条例33・平28条例１・平29条例４・平29条例27・平30条例２・平30条例35・平30条例53・平31条例４・令２条例19・一部改正）

(1)　区長の附属機関

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期
豊島区国際アート・カルチャー都市懇話会	豊島区アート・カルチャー都市づくりに関すること。	30人以内	2年
豊島区政策評価委員会	区の政策、施策及び事務事業に係る評価及び審査に関すること。	13人以内	委嘱又は任命された日からその日の属する年度の末日まで
豊島区公の施設指定管理者審査委員会	指定管理者の選考に係る評価及び審査に関すること。	15人以内	2年
豊島区総合評価競争入札推進委員会	総合評価競争入札に係る審査に関すること。	15人以内	3年
豊島区入札監視委員会	入札及び契約手続に係る審査に関すること。	3人以内	2年
池袋保健所跡地活用事業者審査委員会	池袋保健所移転後の跡地活用におけるプロポーザル方式の事業者選定に係る審査	12人以内	委嘱又は任命された日から事業者が選定される日まで

	に関すること。		
豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会	区民活動支援事業補助金の交付に係る審査に関すること。	5人以内	2年
豊島区税制度調査検討会議	豊島区狭小住戸集合住宅税のあり方に関すること。	12人以内	委嘱又は任命された日から報告書が提出される日まで
豊島区観光振興プラン策定委員会	豊島区観光振興プランの策定に関すること。	15人以内	委嘱又は任命された日からプランが策定される日まで
豊島区スポーツ推進計画策定委員会	豊島区スポーツ推進計画の策定に関すること。	19人以内	委嘱又は任命された日から計画が策定される日まで
豊島区図書館経営協議会	区立図書館の運営に係る評価及び審査に関すること。	15人以内	2年
豊島区地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置及び運営等に関すること。	10人以内	2年
豊島区福祉有償運送運営協議会	特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送に係る協議及び審査に関すること。	12人以内	2年
豊島区健康プラン推進会議	豊島区健康プランの推進に係る評価及び審査に関すること。	15人以内	2年
豊島区自殺対策計画策定委員会	地域自殺対策計画の策定に関すること。	17人以内	委嘱又は任命された日から計画が策定される日まで
豊島区民間保育所事業者選定審査会	民間保育施設におけるプロポーザル方式の事業者選定に係る審査に関すること。	5人以内	委嘱又は任命された日から事業者が選定される日まで
豊島区都市計画マスタープラン策定	豊島区都市計画マスタープランの策定に関すること。	19人以内	委嘱又は任命された日からプランが策定される日

検討委員会			まで
池袋副都心移動システム運営事業者選定委員会	池袋副都心移動システム推進事業における公募型プロポーザル方式事業者選定に係る審査に関すること。	8人以内	委嘱又は任命された日から事業者が選定される日まで
豊島区地域公共交通会議	地域の実情に即した公共輸送サービスの実現に向けた協議に関すること。	30人以内	2年
池袋地区駐車場地域ルール運用委員会	池袋地区駐車場地域ルール対象区域内における駐車場地域ルールの運用に関すること。	15人以内	2年
豊島区リノベーションまちづくり検討委員会	豊島区リノベーションまちづくり基本構想の策定に関すること。	20人以内	2年
豊島区池袋駅周辺地域再生委員会	池袋副都心の都市再生事業の推進に関すること。	40人以内	2年
豊島区造幣局地区防災公園事業者審査委員会	（仮称）造幣局地区防災公園整備・管理運営事業における公募型プロポーザル方式事業者選定に係る審査に関すること。	11人以内	委嘱又は任命された日から事業者が選定される日まで
旧第十中学校跡地活用等事業者審査委員会	旧第十中学校跡地活用等事業におけるプロポーザル方式の事業者選定に係る審査に関すること。	10人以内	委嘱又は任命された日から事業者が選定される日まで

(2)　教育委員会の附属機関

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期
豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価に関すること。	3人以内	委嘱又は任命された日からその日の属する年度の末日まで
豊島区教育ビジョン検討委員会	豊島区教育ビジョン及び教育振興計画の策定に関すること。	19人以内	委嘱又は任命された日からビジョンが策定される日まで